

平成 2 1 年 1 1 月 定 例 会

請 願 ・ 陳 情 参 考 資 料

(平 成 2 1 年 1 1 月 2 4 日)

生 活 環 境 部

受理番号 受理年月日	所 管	件名及び提出者	現 状 と 県 の 取 組 状 況
21年-1.5 (21.5.22)	生活環境部	気候保護法の制定を求め る意見書の提出について 日本科学者会議鳥取支部 外 3名	陳情事項 地球温暖化対策において日本がふさわしい貢献をするために、温室効果ガスを減らす新しいルール・仕組みを盛り込んだ「気候保護法」の制定を求める意見書を政府と国会に提出すること。 ○ 1997年12月に採択された京都議定書において、我が国は、第1約束期間（2008年～2012年）の温室効果ガスの排出量を1990年比6%削減の目標を課せられた。 ○ 2008年度（平成20年度）の我が国の温室効果ガス総排出量は、12億8,600万t-CO₂、基準年度比1.9%の増 ○ 平成20年7月、2050年までの長期目標として、温室効果ガスを現状から60～80%削減する目標を掲げた「低炭素社会づくり行動計画」を閣議決定。 ○ 本年6月10日、政府は2020年までの温室効果ガス削減目標（中期目標）について、2005年比15%削減と決定。 ○ 同7月、ラクイラ・サミットで主要国（G8）が2050年までに先進国全体で温室効果ガスを80%以上削減する目標を打ち出した。 ○ 同9月22日、鳩山首相が国連気候変動サミットで演説し、温室効果ガス排出について2020年までに1990年比25%削減を目指す中期目標を表明。 〔民主党マニフェスト〕 ・2020年までに温室効果ガスを25%減（1990年比）、2050年までに60%超減（同前）を目標 ・キャップ&トレード方式による実効ある国内排出量取引市場を創設 ・地球温暖化対策税の導入を検討 ○ 同11月13日、日米首脳会談において2050年までに温室効果ガスの排出量の80%削減を目指すこと及びCOP15の成功へ連携を合意。 ○ 温暖化対策に関連する法律で主要なものは、地球温暖化対策の推進に関する法律（温対法）とエネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネ法）である。 ○ 省エネ法では、一定規模以上の工場や業務施設に対して企業単位・事業所単位で省エネの実施やエネルギー使用量等の報告を求めている。 ○ 温対法では、京都議定書目標達成計画の策定や大規模排出事業者に対する温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度を定めるほか、国・地方自治体の事務・事業についての実行計画策定義務づけなどを定めている。 ○ 本県では温対法の趣旨を踏まえ、本年3月「鳥取県地球温暖化対策条例」が制定された。

陳情（新規）

消費生活センター

受理番号 受理年月日	所 管	件名及び提出者	現 状 と 県 の 取 組 状 況												
21年－26 (21.10.27)	生活環境部	貸金業法の早期完全施行等を求める意見書の提出について 鳥取県労働者福祉協議会	【陳情要旨】 2 自治体での多重債務相談体制の整備のため相談員の人件費を含む予算を十分確保するなど相談窓口の充実を支援すること ○ 国においては、H21からH23年度までを消費者行政活性化のための“集中育成・強化期間”と位置づけ、地方消費者行政活性化交付金を地方に配分し基金として造成させ、消費生活センターの設置・充実、相談員の養成・レベルアップ等の地方の取組の支援を行っている。 [地方消費者行政活性化交付金交付(予定)額] <table><tr><th></th><th>交付(予定)額</th><th>うち鳥取県分</th></tr><tr><td>H20年度交付額</td><td>150億円</td><td>1億5296万円</td></tr><tr><td>H21積増予定額</td><td>110億円</td><td>3850万円</td></tr><tr><td>計</td><td>260億円</td><td>1億9146万円</td></tr></table> ○ また、H21年度から消費者行政に係る基準財政需要額を倍増し、消費者行政に係る地方交付税措置の拡充を図っている。 ○ 本県及び県内市町村においても、基金を活用し、相談員の配置や相談室の整備など相談機能の充実・強化に努めている。 (H21.12月には、全市町村で相談窓口が設置される見込み) ○ 特に多重債務問題は深刻な社会問題であると認識し、「多重債務・ヤミ金融問題等対策協議会」の開催など相談者の掘り起こしのための関係機関との連携強化や集中的な広報、相談会の充実など重点的に取り組んでいる。 ○ “集中育成・強化期間”終了後の財政措置については、知事会等を通じて国に要望している。		交付(予定)額	うち鳥取県分	H20年度交付額	150億円	1億5296万円	H21積増予定額	110億円	3850万円	計	260億円	1億9146万円
	交付(予定)額	うち鳥取県分													
H20年度交付額	150億円	1億5296万円													
H21積増予定額	110億円	3850万円													
計	260億円	1億9146万円													

受理番号 受理年月日	所 管	件名及び提出者	現 状 と 県 の 取 組 状 況															
21年-34 (21.11.20)	生活環境部	貸金業法の早期完全施行等 を求める意見書の提出について 鳥取県弁護士会	【陳情要旨】 2 自治体での多重債務相談体制の整備のため相談員の人件費を含む予算を十分確保するなど相談窓口の充実を支援すること ○ 国においては、H21からH23年度までを消費者行政活性化のための“集中育成・強化期間”と位置づけ、地方消費者行政活性化交付金を地方に配分し基金として造成させ、消費生活センターの設置・充実、相談員の養成・レベルアップ等の地方の取組の支援を行っている。 [地方消費者行政活性化交付金交付(予定)額] <table><tr><th></th><th colspan="2">交付(予定)額</th></tr><tr><th></th><th></th><th>うち鳥取県分</th></tr><tr><td>H20年度交付額</td><td>150億円</td><td>1億5296万円</td></tr><tr><td>H21積増予定額</td><td>110億円</td><td>3850万円</td></tr><tr><td>計</td><td>260億円</td><td>1億9146万円</td></tr></table> ○ また、H21年度から消費者行政に係る基準財政需要額を倍増し、消費者行政に係る地方交付税措置の拡充を図っている。 ○ 本県及び県内市町村においても、基金を活用し、相談員の配置や相談室の整備など相談機能の充実・強化に努めている。 (H21.12月には、全市町村で相談窓口が設置される見込み) ○ 特に多重債務問題は深刻な社会問題であると認識し、「多重債務・ヤミ金融問題等対策協議会」の開催など相談者の掘り起こしのための関係機関との連携強化や集中的な広報、相談会の充実など重点的に取り組んでいる。 ○ “集中育成・強化期間”終了後の財政措置については、知事会等を通じて国に要望している。		交付(予定)額				うち鳥取県分	H20年度交付額	150億円	1億5296万円	H21積増予定額	110億円	3850万円	計	260億円	1億9146万円
	交付(予定)額																	
		うち鳥取県分																
H20年度交付額	150億円	1億5296万円																
H21積増予定額	110億円	3850万円																
計	260億円	1億9146万円																